

一般社団法人千葉看護学会 研究支援金支給事業に関する規程

(趣旨・目的)

第1条 一般社団法人千葉看護学会研究支援金支給事業は、若手研究者育成の一環として、研究を計画している若手研究者に研究支援金を支給することで、若手研究者の研究活動の推進を図ることを目的とする。

(支給金額と人数)

第2条 研究支援金の支給は1件につき10万円、年間最大3名に支給する。

(応募資格)

第3条 応募資格は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 一般社団法人千葉看護学会会員である者。

一般社団法人千葉看護学会会員とは、申請年度に会員である、あるいは、申請年度に会員になる予定の者とする。

(2) 博士の学位を持たない者

博士の学位とは、看護学以外も含むものとする。

(3) 支給を受けた年度より3年以内に一般社団法人千葉看護学会会誌に投稿する者。

(募集と選考方法)

第4条 募集は、毎年1回行う。

2. 若手研究者育成委員会は、募集要項を一般社団法人千葉看護学会会員に公表し、申請者を募る。
3. 応募者は「研究支援金支給事業応募申請書」を若手研究者育成委員会に提出しなければならない。
4. 若手研究者育成委員会は、応募者より提出された「研究支援金支給事業応募申請書」に基づき審査を行い、研究支援金受給候補者を理事会に提出する。
5. 理事会にて研究支援金受給者を決定する。

(支援金受給者の公表)

第5条 理事会は、選考された研究支援金受給者について、総会ならびに一般社団法人千葉看護学会ホームページ会員サイトにおいて公表する。

(研究支援金の使途報告)

第6条 本事業によって支給された研究支援金には、使途報告義務を課さない。

(研究遂行不能時の給付金の取扱い)

第7条 研究支援金受給者は、申請した研究を3年以内に投稿できない場合、その理由を若手研究者育成委員会に提出し、理事会で承認を受けなければならない。

(研究経過の報告)

第8条 研究支援金受給者は、給付を受けた翌年度10月末までに研究実施経過報告書(別紙2)を、給付を受けた年度より3年以内に研究完了報告書(別紙3)を提出しなければならない。研究完了報告書の構成・字数については別に定める。

(研究成果の公表)

第9条 研究支援金受給者は、研究支援金受給後3年以内に一般社団法人千葉看護学会会誌に投稿しなければならない。論文には、本事業より支援を受けたことを明記しなければならない。

附則

この規程は、2024年4月1日より施行する。